

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-01-01

事業名	農業改良普及活動事業	事業番号	01	課係名	営農支援課 営農担い手班	係番号	01
-----	------------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 農業者、普及指導員</p> <p>(2) 現状 農業の国際化及び産地間競争が激化するなか、地域の特性に即した農業の振興、競争力のある安定的な農業経営体育成を図ると同時に普及指導員の活動を効果的・効率的に推進することが求められている。</p> <p>(3) 方法 普及指導員による農家巡回指導、普及指導員の体系的研修の実施、農業改良普及施設の整備、普及関係情報の整備、技術実証展示園の設置</p> <p>(4) 目標 消費者ニーズに応えられる農業技術をもった農家、集団の育成、生産額の増加</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)国庫 国庫補助率：(定額)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 農業改良助長法第3章第13条に基づき国と県の協同農業普及事業として実施する。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように、県が農林水産省と協力して行う。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>30,358</td> <td>22,913</td> <td>23,675</td> <td>22,095</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.35</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：農業改良普及活動事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	30,358	22,913	23,675	22,095	人工数	0.35	0.55	0.50	0.40
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	30,358	22,913	23,675	22,095												
人工数	0.35	0.55	0.50	0.40												
<p>2. 事業の必要性 「効率的で環境と調和のとれた農法の発達」「効率的かつ安定的な農業経営体の育成」「地域の特性に即した農業の振興」を図るため農業改良普及活動事業を効果的、効率的に推進する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：なし</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 普及指導員の体系的研修の実施、農業技術向上支援農家・集団の選定、普及活動計画の樹立</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 計画に位置づけた支援対象農家数5,826件、支援対象集団数478件</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) さらに農業技術支援を継続強化し支援対象農家数を8,000件、支援対象集団数を500件までにする</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 普及活動計画の作成、農業技術向上支援のための巡回指導・研修会・講習会等の開催、農業技術普及のための技術実証展示園場の設置、モデル農家の設定</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 農業技術向上支援のための研修会、講習会等の開催7,234回、農業技術普及のための展示ほ、実証ほの設定98件、モデル展示農家の設定381戸、普及活動計画の作成、評価、まとめ5地区</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 消費者ニーズに対応した安全な農産物を生産できる技術をもった農家が育成される</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 営農担い手班				
評価責任者	営農支援課		担当者 営農担い手班		
課番号	055004	係番号	01	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-01-01				
事務事業名	農業改良普及活動事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	030301	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保		
			施策	担い手の育成・確保		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	農業技術支援対象目標農家数					
成果指標名又は成果の内容(A')	農業技術支援対象農家数					
活動指標名又は活動の内容(B)	農業技術向上支援回数					
成果指標名又は成果の内容(B')	技術支援講習会、研修会等回数					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	戸	8,000.00	8,000.00	8,000.00		8,000.00
成果指標A'	戸	7,247.00	7,096.00	5,826.00		8,000.00
活動指標B	回	0.00	8,000.00	8,000.00		8,000.00
成果指標B'	回	0.00	7,085.00	7,234.00		8,000.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	30,358	22,913	23,675	22,095	
	人工数D	0.35	0.55	0.50	0.40	
	人件費E	2,320.50	3,542	3,220	2,568	
	合計C+E=F	32,678.50	26,455	26,895	24,663	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	安定的な農業経営体の育成を支援する普及指導員については、支援を受けている農村部の対象は概ね満足していると認識している。都市部の非農家住民とは接する機会が少ないので判断しかなる。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	消費者の食の安全・安心への認識及び要求は非常に高まっている。また、農業者もその対応の必要性を感じており、安全な農産物を安定的に供給できる体制づくりが望まれている。そのような状況の中で、消費者のニーズに応えられる農家を育成支援する指導者への県民ニーズは、増加していると判断する。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	国庫補助事業であり、全国的にみても同レベルのサービス水準である。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	農業改良助長法に基づき国と県との協同農業普及事業として実施している。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法に基づき国と県との協同農業普及事業として実施している。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	消費者の食の安全・安心への認識及び要求は非常に高く、そのニーズに応えられる農産物を安定的に供給していくためには、より高度な資質をもった指導者が必要とされ、営利目的に運営されるべきではない。	

5. 事務事業の選択		判定 C
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。		
判定 根拠	農業協同組合や花き専門農協等の営農指導員と若干類似するが、継続して計画的に高度な資質を持った指導者の養成はそれらの団体には困難である。民間営利団体においては対象の利益と反することもあり、公平で持続的な農業の発展につながる指導にならないことがある。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	農業改良助長法で、農業に関する普及事業の助長として、国の交付金を助成する目的に農業者が農業経営及び農村生活に関する知識を取得し有効に応用することと、また普及指導員の資質向上研修は補助事業の一環として計画されていることから、対象は妥当である。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	農家が継続的に農業を営み、時代の変化に即した農業技術課題へ対応できるよう支援する普及指導員の技術普及指導は継続性があり、かつ計画的に実施する必要がある。そのため、普及指導計画を作成し指導内容、評価、実績の見とどけまで一貫して行うことで、次の課題設定につなげることができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で成果は横ばい。

判定根拠
 国の補助事業内容の組み替えにより費用は低下したが、指導の成果は横ばいである。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 2
 (判定内容) A 2. 費用は低下で結果は横ばい。

判定根拠
 国庫補助100%の事業で、結果は横ばいであるが継続的な農業振興、農村維持のための活動が求められている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 国庫補助100%の定額交付金による事業である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 機器を使用して効果の計れる事業ではなく、O A化に馴染まない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
	5. 事務事業の選択		C
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 2
		(2) 対結果	A 2
効率性	9. 県の負担割合		A
	10. O A化の可能性		A

合計	A	B	C	D	E
	9	3	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 沖縄振興開発計画及び県農林水産業振興計画の目標達成に向け安定した農業生産技術をもった農業者の育成とその支援は重要で、食の安全・安心への県民への関心の高まりに答えることは緊急の課題である。また、国も交付金により支援する事業であり継続する必要がある。前年度の事務事業の見直しにより、生活改善普及活動事業と統合し、さらに普及指導員の資質向上や現地指導を強化し、農業振興及び担い手の育成・確保を図る。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-01-03

事業名	農業経営改善総合指導活動事業	事業番号	03	課係名	営農支援課 営農担い手班	係番号	01
-----	----------------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 中核的な農業者</p> <p>(2) 現状 農業の国際化及び産地間競争が激化しており、経営感覚に優れた競争力の強い農家の育成が求められている。</p> <p>(3) 方法 農業経営実態調査の実施、拠点農家に対する農業経営診断の実施、農業経営改善モデルの作成、実証展示ほの実施、産地コンサルテーション活動の実施、農業労働環境整備。企業的経営者を育成するための研修の実施、普及指導員の実践的経営指導能力向上研修の実施</p> <p>(4) 目標 農業経営記帳実践に基づく経営診断により、競争力の強い安定した農業経営体の育成を図る。産地が抱えている課題について、課題整理と課題解決を図り、産地として持続するよう支援する。農業所得向上を図りつつ、ゆとりある魅力的で効率的な農業経営を実現する。</p> <p>2. 事業の必要性 「効率的で環境と調和のとれた農法の発達」、「効率的かつ安定的な農業経営体の育成」、「地域の特性に即した農業の振興」を図るため、家族農業経営における個人の役割分担の明確化等農業における経営環境整備と計画的な労働設計、労働環境整備を推進する必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和58年，終期：なし</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 農業改良助長法第3章第13条に基づき国と県の協同農業普及事業として実施する。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に活用することができるように、県が農林水産省と協力して行う。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>29,505</td> <td>30,860</td> <td>28,278</td> <td>25,335</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.40</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：農業経営改善総合指導活動事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	29,505	30,860	28,278	25,335	人工数	0.40	0.50	0.50	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	29,505	30,860	28,278	25,335												
人工数	0.40	0.50	0.50	0.50												

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 農業経営管理支援 家族経営協定締結 農業労働快適化マニュアル作成</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 経営記帳の啓発、農業経営改善モデル作成、農業経営診断の実施 認定農業者への誘導、家族経営協定の推進、労働快適化マニュアル作成、作業負担軽減のための簡易器具の開発・実証</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 経営記帳の啓発、農業経営改善モデル作成、農業経営診断の実施、経営改善計画策定の支援 実証展示ほの設置 農業労働環境整備</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 計数管理能力の伴う経営感覚の優れた安定的な経営体が育成される。 農業者の労働負担が軽減される。</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 支援経営体数291件 認定農業者 306 家族経営協定締結農家数285 労働快適マニュアル作成数12件 作業負担軽減のための簡易器具の開発・実証6件</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 支援経営体を350件にする</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 営農担い手班				
評価責任者	営農支援課			担当者	屋宜美智子
課番号	055004	係番号	01	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-01-03				
事務事業名	農業経営改善総合指導活動事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	030301	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保		
			施策	担い手の育成・確保		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	経営記帳啓発、農業経営診断の実施実施数					
成果指標名又は成果の内容(A')	経営改善支援経営体数					
活動指標名又は活動の内容(B)	実証展示ほ数					
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	地区数	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
成果指標A'	戸	304.00	295.00	291.00	350.00	350.00
活動指標B	件	12.00	12.00	14.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	29,505	30,860	28,278	25,335	25,335
	人工数D	0.40	0.50	0.50	0.50	0.50
	人件費E	2,652	3,220	3,220	3,210	3,210
	合計C+E=F	32,157	34,080	31,498	28,545	28,545

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定根拠	失業率が高い本県にあって、農業における従事者数は減少傾向にあるものの33,940人が従事している。安定的な経営体の確保、経営感覚に優れた競争力の強い経営者の育成は、雇用不安の高い県民に理解されていると判断する。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	消費者である県民は経営が安定している経営体なら、安全・安心な農作物の生産が安定的にでき、消費者の要求に応えてくれるものであり、またそれには実践指導力のある資質の高い指導者も必要であると理解するものと判断する。農業経営体においても係数管理による経営改善指導を求めている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	農業改良助長に基づき、国と県の協同農業普及事業として実施している。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	農業改良助長に基づき、国と県の協同農業普及事業として実施している。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	農業改良助長に基づき、国と県の協同農業普及事業として実施している。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	農業改良助長に基づき、国と県の協同農業普及事業として実施している。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	直接農業経営体の数値管理を行い、農業技術と関連づけて経営改善の対策を担えるのは、営農支援課だけである。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	農業の国際化や激化する産地間競争に対応するには、中核的な農業経営体を計数管理に基づく経営感覚に優れた競争力のある農家を育成する必要があることから対象は妥当であると判断する。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	農業経営記帳の実践に基づく経営診断と経営改善モデル事例を集積することは、農業技術改良と経営改善の促進化につながり、競争力のある農業経営体の育成になる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠	費用は横ばいであるが、実践指導力のある職員を育成したことにより、計数管理に基づく経営改善支援を受け入れる経営体が増えている。
------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠	費用は横ばいであるが、実践指導力のある普及員を育成したことにより、計数管理に基づく経営改善支援を受け入れる経営体が増えている。
------	---

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠	県の負担は10 / 10である。
------	------------------

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠	栽培管理技術等の指導を伴い、O A化になじまない。
------	---------------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	10	3			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性
		1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠	農業の国際化・産地間競争の激化するなか、消費者の高い要求に応えようとするとき、経営体として検討を行う際、計数等による判断は必須である。生産物の価格低迷や生産コストの上昇等厳しい農業環境の中、農業で生計を維持する中核的農業者を支援し、経営感覚の優れた安定的経営体を育成することは重要である。また、効率的な経営改善を図るため、農業労働環境整備を推進していく必要があり、より効果的な事業の推進を図るため、平成18年度から農業労働環境整備事業との統合を図ったところである。
------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-01-08

事業名	シニア能力活用促進事業	事業番号	08	課係名	営農支援課 営農担い手班	係番号	01
-----	-------------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 農漁村地域高齢者</p> <p>(2) 現状 県内農山漁村では全国に比べ、高齢化が進行していることから、高齢者が元気で能力に応じて生産や地域活動の担い手として活躍できる条件整備を図る必要がある</p> <p>(3) 方法 高齢者グループ育成と活動支援 市町村等農山漁村高齢者支援対策方針の策定支援 地域活動における高齢者の活用、</p> <p>(4) 目標 高齢者が能力に応じて生涯現役を貫き、生産や地域活動による地域活性化の一翼を担う</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)国庫 国庫補助率:(1/2)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 農業改良助長法第3章第13条に基づき国と県の協同農業普及事業として実施する。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 農業者が農業経営及び農村生活に関する有益かつ実用的な知識を取得交換し、それを有効に応用することができるように県が農林水産省、市町村と協力して行う。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>3,617</td> <td>4,344</td> <td>2,940</td> <td>2,658</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名:シニア能力活用促進事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	3,617	4,344	2,940	2,658	人工数	0.40	0.30	0.30	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	3,617	4,344	2,940	2,658												
人工数	0.40	0.30	0.30	0.30												
<p>2. 事業の必要性 県内農山漁村は、全国に比べ高齢化が進行していることから、生産担い手の支援策として健康で活力ある高齢者づくり、地域活動を担う高齢者の活用により農山漁村の活性化が求められている。 また、地域においても、高齢者が生産や地域活動で活躍する役割を明確に位置づける必要がある。</p> <p>3. 実施年度・始期:平成8年,終期:なし</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 市町村農山漁村高齢者ビジョンの策定推進 高齢者活動グループの育成と活動支援 生産物販売市等の立ち上げ支援 優良活動表彰事業等への応募</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 市町村農山漁村高齢者ビジョン策定 高齢者グループが結成される 技術を活かした生産活動と直売市の開設 高齢者優良活動地域表彰への応募団体</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 県ビジョンの推進と市町村農山漁村高齢者ビジョンの策定支援 高齢者活動グループの結成と育成 直売市の開設活動支援 優良活動表彰事業への応募活動</p> <p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 県ビジョンの推進 市町村農山漁村高齢者ビジョンの策定数 8件 高齢者活動グループの結成状況 65グループ 直売市の開設 5箇所 優良活動表彰事業への推薦団体 9件</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 県ビジョンの推進 市町村農山漁村高齢者ビジョンの策定支援 高齢者活動グループの結成と育成 直売市の開設活動支援 優良活動表彰事業への応募活動</p> <p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 市町村農山漁村高齢者ビジョンの策定数 10件 高齢者活動グループの結成 90グループ 優良活動表彰事業への推薦団体 11件 直売市開設支援と規約等運営面の強化支援</p>
--	---	--

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 営農担い手班				
評価責任者	営農支援課		担当者 営農担い手班		
課番号	055004	係番号	01	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-01-08				
事務事業名	シニア能力活用促進事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	030301	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保		
			施策	担い手の育成・確保		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	高齢者活動支援策の検討						
成果指標名又は成果の内容(A')	県ビジョン、市町村ビジョンの策定						
活動指標名又は活動の内容(B)	高齢者グループ結成状況						
成果指標名又は成果の内容(B')	直売市等の開設						
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	回	2.00	2.00	2.00	2.00	0.00	0.00
成果指標A'	件	6.00	8.00	8.00	8.00	0.00	0.00
活動指標B	グループ	0.00	64.00	65.00	65.00	0.00	0.00
成果指標B'	グループ	1.00	14.00	14.00	14.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	3,617	4,344	2,940	2,658	2,658	2,658
	人工数D	0.40	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30
	人件費E	2,652	1,932	1,932	1,932	1,932	1,932
	合計C+E=F	6,269	6,276	4,872	4,584	4,584	4,584

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定根拠	事業実施地区が少なく、農漁村地域の高齢農漁業従事者を主に推進されていることから、一部都市地区においては理解が得られにくい。しかし、事業実施地区及び市町村では評価されている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	県内農山漁村では全国に比べ、高齢化が進行していることから、高齢者が元気で能力に応じて生産や地域活動の担い手として活躍できることをのぞいておりと判断する。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	国庫補助事業であり、全国と同水準のサービスである。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法に基づき、国の補助事業で県が実施することになっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法に基づき、国の補助事業で県が実施することになっている。但し市町村も本事業の趣旨を理解し希望があれば国との協議で実施することができる。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法に基づき、国の補助事業で県が実施することになっている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	農漁村地域の高齢農漁業従事者を、農漁業技術、農漁村文化の伝承者として農業・農漁村の活性化の担い手として地域活動で活躍できるよう明確な役割を位置つけた事務事業は他にない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	農漁村地域の高齢者が元気で、能力に応じて生涯現役を貫き、生産や地域活性化の一翼を担うことは、農業後継者の生産への支援等のために効果的と考えられる。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	農漁村地域の高齢者が元気で、能力に応じて生涯現役を貫き、生産や地域活性化の一翼を担うことは農業後継者の生産への支援等のために効果的と考えられ、その支援策が策定されたり、県内で64の高齢者グループが活動していることから、貢献していると判断できる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠 予算は減少しているが、件の農山漁村高齢者ビジョンが改訂され、県内8市町村で支援プランが策定されている。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠 地域では64の農漁業生産活動を伴う高齢者グループが活動をしており、表彰事業に応募した中から、総理大臣賞を受賞した高齢グループがある。また、直売市活動やインゲン生産活動等農業生産意欲を失わない、地域活性化の核となる元気なグループ活動が市町村から評価されている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 国庫補助事業で県は1/2負担が定められている。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 機器を使用して行う事業ではないため、O A化になじまない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
3. 役割分担	(1) 官民	A	
	(2) 県市町村	A	
有効性	4. 民間委託の可能性	A	
	5. 事務事業の選択	A	
効率性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1	
	(2) 対結果	A 1	
9. 県の負担割合	A		
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	1 1	1	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	C	具体的方向性 2

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 2. 投入資源は減らすが、成果は維持する。

判定根拠 離島県である本県では、農漁村の高齢化並びに農業従事者の高齢化率は全国に比べて高い。2012年を目標に「農山漁村の高齢者ビジョン～チャートンプラン2012～」を策定し、市町村とも連携を協議したところである。元気な高齢者の確保は、後継農業者の生産活動の支援であり、また、農業技術や農村文化の伝承と地域活性化の主要な担い手として、農業生産対策の一環として今後も支援していくことが必要であると認識している。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-01-10

事業名	農業研究センター整備事業	事業番号	10	課係名	営農支援課 営農担い手班	係番号	01
-----	--------------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 農業者を中心とする県民。</p> <p>(2) 現状 現在の那覇市首里にある農業試験場は、研究施設が老朽化し、市街化による灌漑用水の汚染等試験研究環境が悪化している。</p> <p>(3) 方法 施設の移転。</p> <p>(4) 目標 糸満市真壁に研究施設を移転整備する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 投資 (2) 単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 農業改良助長法第2条に基づく、農業に関する試験研究施設の整備である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 農業は県全域にまたがる産業である。試験研究施設を整備し、革新的な農業技術の開発を県が行うことにより、農業所得の向上が図れる。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>3,238,477</td> <td>7,016,130</td> <td>5,399,522</td> <td>1,415,973</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>2.00</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 農業研究センター整備事業費 (H18は繰越予算)</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	3,238,477	7,016,130	5,399,522	1,415,973	人工数	2.00	0.50	0.50	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	3,238,477	7,016,130	5,399,522	1,415,973												
人工数	2.00	0.50	0.50	0.50												
<p>2. 事業の必要性 現在の農業は、産地間競争が激化する中で現場の技術ニーズが高度化、多様化しているため、機能が分散し研究環境が悪化している現施設・体制では対応できない状況にあり、現在の農業試験場を農業研究センターとして組織再編し整備する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期:平成7年度, 終期:平成17年度</p> <p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 研究施設の整備</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標)</p> <p>15年度 実験棟建築(一部) 試験施設設計(一部) 農家用地造成工事(一部)</p> <p>16年度 実験棟及び本館棟建築 農家用地造成 試験ほ場用地工事(一部)</p> <p>17年度 研究棟及びハウス建築(一部) 試験ほ場用地工事 畑かん施設工事 防風林及びフェンス設置工事(一部) 駐車場工事(一部) 農道工事(一部)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標)</p> <p>ほ場整備 47ha 敷地造成 8ha 試験施設整備 26棟、26,343平方メートル 本館、研究棟 2棟、7,195平方メートル</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 農業技術の開発</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標)</p> <p>革新的な農業技術の開発を行うための農業研究センターの整備が、着実に行われている。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標)</p> <p>農業研究センターの整備を完了する。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 営農担い手班				
評価責任者	営農支援課		担当者 営農担い手班		
課番号	055004	係番号	01	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-01-10				
事務事業名	農業研究センター整備事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	999999	計画名		
			政策目標		
			施策		
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	
	再掲コード			計画名	
				政策目標	
				施策	

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	全体事業費					
成果指標名又は成果の内容(A')	単年執行事業費					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	千円	19,200,000.00	19,200,000.00	19,200,000.00	/	19,200,000.00
成果指標A'	千円	2,520,768.00	4,428,363.00	5,340,432.00	/	19,200,000.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	/	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	/	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	3,238,477	7,016,130	5,399,522	1,415,973	/
	人工数D	2.00	0.50	0.50	0.50	/
	人件費E	13,260	3,220	3,220	3,210	/
	合計C+E=F	3,251,737	7,019,350	5,402,742	1,419,183	/

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 C	
(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。	
判定 根拠	旧農業試験場は、老朽化等の理由により県民の期待に答えきれていない。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	農業は、県民選考度調査においても高い評価を得ており、農業試験研究機関の役割は重要である。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	他県並みの整備内容となっている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	県試験研究機関の整備である。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	県試験研究機関の整備である。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	県試験研究機関の整備である。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	県試験研究機関の整備である。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	技術開発により農家所得向上につながり、農業者の利益となる。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	ほ場整備、施設整備の進展が農業研究センター整備の進捗となる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定根拠
 工事費等の執行が進むとともに、農業研究センターの完成に向け、着実に進捗している。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定根拠
 工事費等の執行が進むとともに、農業研究センターの施設整備が着実に進んでいる。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 県試験研究機関の整備であり、県負担が当然。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 試験研究機関の整備である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
3. 役割分担		(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
4. 民間委託の可能性			B
5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		A
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B
		(2) 対結果	B
9. 県の負担割合			A
10. O A化の可能性			A

合計	A	B	C	D	E
	6	6	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	D
具体的方向性	2

(評価区分) : D. 廃止
 (具体的方向性) : 2. 民間、市町村等に担ってもらうこと等により県の事業は廃止する。

判定根拠
 平成18年度（繰越予算）で整備事業は完了予定であり、以降は農業研究センターとしてさらなる農業技術の向上に努めていく。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-01-12

事業名	農業教育支援事業	事業番号	12	課係名	営農支援課 営農担い手班	係番号	01
-----	----------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 小中高校生及び地域農家リーダー</p> <p>(2) 現状 農業後継者が減少しており、将来の農業後継者として期待される小中高校生に対し、農業体験学習や視察研修等を実施し、農業・農村への理解を促進する必要がある。</p> <p>(3) 方法 農業体験学習や視察研修等を実施し、農業・農村への理解を深め、将来の職業としての農業選択を促進する。</p> <p>(4) 目標 生徒や農業体験学習や視察研修等を通し、農業・農村への理解を深める。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政,助成 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 農業生産物の安定供給、農村地域の維持・発展を図るために若年層からの教育が必要である。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 農村地域の維持発展や農業生産物の安定供給のためには、次代の農業・農村を担う農業後継者の育成が重要であり、そのために、県において農業教育を支援する必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位:千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>2,604</td> <td>2,278</td> <td>2,474</td> <td>1,295</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：農業担い手育成対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	2,604	2,278	2,474	1,295	人工数	0.20	0.20	0.20	0.20
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	2,604	2,278	2,474	1,295												
人工数	0.20	0.20	0.20	0.20												
<p>2. 事業の必要性 将来の農業後継者として期待される小中高校生を対象に、農業体験学習や視察研修等を実施することにより、農業・農村地域への理解を深め、職業の一つとして農業の選択を促進する必要がある。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成6年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 農業体験学習</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成17年度は、農業体験学習を5地区で実施した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 市町村と連携を図りながら、小中高校生を対象とした農業体験学習を開催。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 小中学生が農業・農村地域への理解を深める。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 小中学生が農業・農村への理解を深めることには評価が高い。しかしながら、対象者が毎年変化するため水準は計りにくい。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 小中高校及び地域が、自主的に農業体験学習に取り組めるように支援する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 営農担い手班				
評価責任者	営農支援課		担当者 営農担い手班		
課番号	055004	係番号	01	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-01-12				
事務事業名	農業教育支援事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	030301	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保		
			施策	担い手の育成・確保		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	農業体験学習					
成果指標名又は成果の内容(A')	小学生が農業・農村地域への理解を求める。					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	地区	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,604	2,278	2,474	1,295	1,295
	人工数D	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
	人件費E	1,326	1,288	1,288	1,284	1,284
	合計C+E=F	3,930	3,566	3,762	2,579	2,579

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	現在の農業教育の支援については、一定の評価を受けていると判断される。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定根拠	農業に関心を持つ人は増加傾向にあると考えられ、農業教育の支援のニーズも高くなっていると判断される。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	国庫補助事業をもとに実施されているものであり、全国で同じぐらいのサービス水準となっている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	農業教育の支援を行う事業であり、県内において同一水準の事業を行うためには、県の実施が望ましい。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	農業教育の支援を行う事業であり、県内において同一水準の事業を行うためには、県の実施が望ましい。	

4. 民間委託の可能性		判定 B
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県が直接実施することが妥当である。		
判定 根拠	農業教育の支援を行う事業であり、県内において同一水準の事業を行うためには、県の実施が望ましい。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	事業として農業教育を行っているのは、営農支援課営農担い手班だけである。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	農業後継者の育成のためには、若年層からの教育が重要であると考えられる。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	近畿農政局が平成10年5月に行った都市住民に対するアンケート調査では、74%が子供の頃の農業体験が農業に関心を持つきっかけになったと回答している。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠 事業に係る予算は横ばいで、農業に関心を持つ人は増加傾向にあると考えられる。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 C
 (判定内容) C. 費用、結果とも横ばい。

判定根拠 事業に係る予算は横ばいで、体験学習地区も横ばいである。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠 県内全域にまたがるものであり、県の負担は妥当である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠 機器を使用して行う事業でないため、O A化は考えられない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
	4. 民間委託の可能性		B
5. 事務事業の選択		A	
有効性	6. 対象の妥当性		A
	7. 貢献度		B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
6	6	1			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠 都市と農村が切り離され国民に農業が見えない現況において、農業後継者の育成のためには、学校教育の段階から農業を理解されることが重要である。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-01-14

事業名	就農促進事業	事業番号	14	課係名	営農支援課 営農担い手班	係番号	01
-----	--------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 新規就農希望者</p> <p>(2) 現状 新規就農者が少なく、将来の農業・農村の担い手が不足している。</p> <p>(3) 方法 新規就農相談窓口、認定制度及び就農支援資金制度の推進により、新規就農希望者に対し、支援している。</p> <p>(4) 目標 新規就農者を育成・確保することにより、農業・農村地域の活性化が図られる。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政, 助成 (2) 国庫 国庫補助率: (1/2)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 農業改良助長法に基づき、協同普及事業として、国・県で実施している。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 農業・農村地域の活性化を図るためには、新規就農者の育成・確保が必要であり、このため、県が支援する。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位: 千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>13,216</td> <td>10,620</td> <td>8,000</td> <td>4,900</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名: 農業担い手育成対策事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	13,216	10,620	8,000	4,900	人工数	0.80	0.80	0.80	0.80
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	13,216	10,620	8,000	4,900												
人工数	0.80	0.80	0.80	0.80												
<p>2. 事業の必要性 農業後継者の減少や農業従事者の高齢化が進行しており、経営感覚に優れた担い手の育成が重要な課題となっており、農業・農村の維持発展を図るためには、新規就農者の確保が必要となっている。</p>																
<p>3. 実施年度・始期: 平成7年度, 終期:</p>																
<p>4. 自治上の区分: 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 新規就農相談窓口の設置、就農計画認定委員会の開催</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 市町村の就農相談窓口への支援や就農計画認定委員会を年間4回程度開催した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 農業・農村の維持発展のため、今後とも、新規就農者の育成確保が必要である。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 認定就農者が増加</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成16年度までの認定就農者は194人で、平成17年度は6名追加認定され200人に達した。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 平成17年における必要後継者数は153人となっていることから平成18年以降も同数以上の担い手を確保していく必要がある。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 営農担い手班				
評価責任者	営農支援課		担当者 営農担い手班		
課番号	055004	係番号	01	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-01-14				
事務事業名	就農促進事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	030301	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保		
			施策	担い手の育成・確保		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	新規就農相談窓口の設置					
成果指標名又は成果の内容(A')	認定就農者の増加(単年度)					
活動指標名又は活動の内容(B)	就農計画認定委員会の開催					
成果指標名又は成果の内容(B')	認定就農者の増加(延べ)					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A		5.00	5.00	5.00		5.00
成果指標A'		13.00	10.00	20.00		25.00
活動指標B		3.00	4.00	4.00		4.00
成果指標B'		164.00	174.00	194.00		219.00
投入資源 (単位:千円)	予決算額C	13,216	10,620	8,000	4,900	
	人工数D	0.80	0.80	0.80	0.80	
	人件費E	5,304	5,152	5,152	5,136	
	合計C+E=F	18,520	15,772	13,152	10,036	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定 根拠	新たに農業を志す方が無利子で就農支援資金を借り受けるためには認定就農者になることが要件となっており、年々認定者の数も増加し就農に至っている。
(2) 県民ニーズの動向 判定 A	
(判定内容) A: 増加傾向	
判定 根拠	新たに農業を志す方が無利子で就農支援資金を借り受けるためには認定就農者になることが要件となっており、年々認定者の数も増加し就農に至っている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	国庫補助事業であり全国的に同水準のサービスとなっている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法により協同普及事業として国・県で実施している。	
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法により協同普及事業として国・県で実施している。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法により協同普及事業として国・県で実施している。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	実施主体は県であり事業として新規就農対策を行っているのは営農支援課担い手育成係りのみである。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	新規就農者の支援を行うことは農業の担い手育成・確保に効果的と考えられる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	就農促進事業を実施することにより新規就農者の増加が期待できる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定根拠
 予算は年々削減され減額しているが就農相談窓口の設置は引き続き行っている。

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定根拠
 予算は年々削減され減額しているが就農相談窓口の設置は引き続き行っている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠
 県内全域の事業であり、全額県費負担は妥当である。

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 機器を使用して行う事業でないためO A化の可能性は低い。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較		B
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
有効性	4. 民間委託の可能性		A
		5. 事務事業の選択	
有効性	6. 対象の妥当性		
		7. 貢献度	
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
			(2) 対結果
効率性	9. 県の負担割合		A
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	11	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	C
具体的方向性	4

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠
 農業者の高齢化の進行、農業後継者が減少する中で、新規就農者の育成・確保が重要な課題となっており、当該事業を継続する必要があり、また、効率的な事業運営を図る観点から、就農サポート事業と統合し、今後とも、農業の担い手の育成・確保を推進する。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-01-15

事業名	就農サポート事業	事業番号	15	課係名	営農支援課 営農担い手班	係番号	01
-----	----------	------	----	-----	--------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 農業に関心を持つ他産業従事者やUターン青年等</p> <p>(2) 現状 他産業従事者が農業に関心があっても、農業技術や知識を習得する場が少なく、当事業で実施するアグリカレッジは、他産業従事者にとって必要な事業となっている。</p> <p>(3) 方法 農業に関する基礎的かつ専門的な知識の講座及び基礎講座、農家研修を行う。</p> <p>(4) 目標 農業への理解を深め就農を促進する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 食料・農業・農村基本法に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、新たに就農しようとする者に対する農業の技術及び経営方法の習得の促進等の施策を講ずることとされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 県内には、他産業従事者向けの農業研修が無いため、就農者確保を図るため県で実施する必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>4,842</td> <td>3,872</td> <td>1,549</td> <td>1,236</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> <td>0.40</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：農業後継者育成対策事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	4,842	3,872	1,549	1,236	人工数	0.40	0.40	0.40	0.40
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	4,842	3,872	1,549	1,236												
人工数	0.40	0.40	0.40	0.40												
<p>2. 事業の必要性 次代の農業を担う者を幅広く育成・確保するため、新たな担い手として期待される他産業従事者に対して、就農機会を提供することが重要となっている。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：平成15年，終期：平成18年度</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 農業基礎研修</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 新規就農のための農業基礎講座、農業大学校における基礎実習、農家研修を実施した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 農業基礎講座、農家研修は、平成18年度まで実施予定である。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 他産業従事者等からの就農</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 平成17年度は45名が講座を受講し、うち9名が新規就農した。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 就農希望者の農業に対する理解が深まるとともに、就農が促進される見込みである。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 営農担い手班				
評価責任者	営農支援課		担当者 営農担い手班		
課番号	055004	係番号	01	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-01-15				
事務事業名	就農サポート事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	030301	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保		
			施策	担い手の育成・確保		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業				
---------	------------------	--	--	--	--

活動指標名又は活動の内容(A)	農業基礎研修回数					
成果指標名又は成果の内容(A')	他産業従事者等からの就農					
活動指標名又は活動の内容(B)	農業基礎研修受講者数					
成果指標名又は成果の内容(B')	他産業従事者からの就農					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	回	0.00	2.00	2.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	3.00	6.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	40.00	40.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	3.00	3.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	4,842	3,872	1,549	1,236	0.00
	人工数D	0.40	0.40	0.40	0.40	0.00
	人件費E	2,652	2,576	2,576	2,568	0.00
	合計C+E=F	7,494	6,448	4,125	3,804	0.00

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C
	(判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	他産業従事者等で就農希望する人は多いが、新規就農は容易ではない。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A
	(判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	他産業従事者等で就農を希望している人が増加している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	全国的に他産業からの新規就農者は増加にあり、全国で同じぐらいのサービス水準となっている。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施が定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法に基づき、県が実施することとなっている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法に基づき、県が実施することとなっている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	農業改良助長法に基づき、県が実施することとなっている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	事業として新規就農対策を行っているのは、営農支援課営農担い手班だけである。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	新規就農者の支援を行うことは、農業担い手育成のために効果的と考えられる。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	新規就農者は、農業技術を身につけてないことが多いため、農業基礎研修により技術習得することは重要である。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源=インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) A2. 費用は低下で成果は横ばい。 判定 A2

判定根拠
 予算が削減され減少しているが、新規就農者は減少していない。

(2) 費用と結果（活動指標=アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) A2. 費用は低下で結果は横ばい。 判定 A2

判定根拠
 予算が削減され減少しているが、農業基礎研修は同回数行っている。

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定根拠

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定根拠
 機器を使用して行う事業ではないため、O A化は考えられない。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
必要性	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
(2) 県市町村	A		
有効性	4. 民間委託の可能性	A	
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
		7. 貢献度	B
効率性	8. 対費用効果		(1) 対成果
		(2) 対結果	A2
効率性	9. 県の負担割合	A	
		10. O A化の可能性	A

合計	A	B	C	D	E
	10	2	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	C	具体的方向性 4

(評価区分) : C. 見直す
 (具体的方向性) : 4. 他の事務事業と統合する。

判定根拠
 農業の担い手育成のためには、新規就農者の支援事業は重要であり、今後、就農促進事業と統合し、継続して実施する必要がある。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-02-02

事業名	肥料検査取締事務費	事業番号	02	課係名	営農支援課 農業環境班	係番号	02
-----	-----------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 肥料生産業者等。</p> <p>(2) 現状 肥料取締法第22条で規定する特殊肥料の生産・輸入及び第23条で規定する販売に係る届け出、29条で報告の徴収、30条により立ち入り検査を実施している。</p> <p>(3) 方法 肥料取締法に基づき、肥料の品質保全と公正な取引を確保し、農家が安心して肥料を購入・使用できるよう肥料生産業者に対する立入検査等を実施する。また、肥料に係る生産業者等の諸届出等の受理、肥料取扱量等の調査・取りまとめを行う。</p> <p>(4) 目標 適正処理を継続し、肥料の品質保全と公正な取引を確保する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 肥料取締法第22条で特殊肥料の生産・輸入、第23条で販売に係る届け出、29条で報告の徴収、30条で立ち入り検査について、県の業務とされている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 肥料取締法第22条で特殊肥料の生産・輸入、第23条で販売に係る届け出、29条で報告の徴収、30条で立ち入り検査について、県の業務とされている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>427</td> <td>660</td> <td>561</td> <td>477</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：肥料検査取締事務費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	427	660	561	477	人工数	0.15	0.15	0.15	0.10
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	427	660	561	477												
人工数	0.15	0.15	0.15	0.10												
<p>2. 事業の必要性 肥料取締法第22条で特殊肥料の生産・輸入、第23条で販売に係る届け出、29条で報告の徴収、30条で立ち入り検査について、県の業務とされている。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 県内の登録状況 (平成17年現在)</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 普通肥料9件、普通肥料の指定配合1件、特殊肥料生産業者156件、肥料販売業者181件(平成17年現在)</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 適正処理を継続し、肥料の品質保全と公正な取引を確保する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 肥料の品質保全と公正な取引</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 肥料の品質保全と公正な取引の確保。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 適正処理を継続し、肥料の品質保全と公正な取引を確保する。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 農業環境班				
評価責任者	営農支援課			担当者	農業環境班
課番号	055004	係番号	02	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-02-02				
事務事業名	肥料検査取締事務費				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	030703	計画名	農林水産業振興計画			
			政策目標	環境と調和した農林水産業の推進			
			施策	土づくりと堆肥等の資源循環システムの推進			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			
	再掲コード			計画名			
				政策目標			
				施策			

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	肥料の生産・販売に関する指導					
成果指標名又は成果の内容(A')	肥料の品質保全と公正な取引の確保					
活動指標名又は活動の内容(B)	肥料の生産・販売に関する立入検査等の実施					
成果指標名又は成果の内容(B')	肥料の品質保全と公正な取引の確保					
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	34.00	21.00	55.00	0.00	0.00
成果指標A'	件	34.00	21.00	55.00	0.00	0.00
活動指標B	件	0.00	0.00	0.00	398.00	398.00
成果指標B'	件	0.00	0.00	0.00	398.00	398.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	427	660	561	477	
	人工数D	0.15	0.15	0.15	0.10	
	人件費E	994.50	966	966	642	
	合計C+E=F	1,421.50	1,626	1,527	1,119	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C (判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定 根拠	食の安全・安心に関する県民の意識は年々高まっており、安全な農産物生産という観点からも肥料の品質保全は重要となっている。また、家畜排泄物法が施行されたことやリサイクル推進により、たい肥等の生産に関する相談件数が増えている。そのため、肥料生産業者等への立入検査を実施し、肥料の安全性の確保及び適正な流通を確保する必要があるが、指導が不十分である。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定 根拠	食の安全・安心に関する県民の意識は年々高まっており、安全な農産物生産という観点からも肥料の品質保全は重要となっている。また、家畜排泄物法の施行やリサイクル推進により、たい肥等の生産が増加している。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	肥料の生産・販売に関しては、肥料取締法に基づいた指導を行っているため、他県と同様なサービス水準である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	肥料取締法第22条で特殊肥料の生産、輸入、第23条で肥料販売に関わる届け出、第29条で報告の徴収、第30条で立入検査については県の業務とされている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	肥料取締法第22条で特殊肥料の生産、輸入、第23条で肥料販売に関わる届け出、第29条で報告の徴収、第30条で立入検査については県の業務とされている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	肥料取締法第22条で特殊肥料の生産、輸入、第23条で肥料販売に関わる届け出、第29条で報告の徴収、第30条で立入検査については県の業務とされており、民間委託の可能性はない。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	肥料取締法第22条で特殊肥料の生産、輸入、第23条で肥料販売に関わる届け出、第29条で報告の徴収、第30条で立入検査については県の業務とされており、県の担当課が営農支援課である。	
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	肥料取締法は肥料の品質等の保全、安全な施用の確保という目的があり、肥料の生産・販売・輸入に携わる者への指導という点では対象は妥当である。	
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) B. 大きな影響を与える。		
判定 根拠	肥料の品質保全と公正な取引の確保を行うことで、農業者が安定した農業生産が行えることや、安全で安心な農産物の生産につながる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、成果とも上昇傾向

判定 根拠	肥料の生産・販売・輸入に関する指導を行うことで費用は増加するが、肥料の品質保全と公正な取引が確保されれば農業生産性の向上や安全で安心な農産物の生産につながる。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 B
 (判定内容) B. 費用、結果とも上昇傾向

判定 根拠	食の安全性に関する消費者の関心が年々高くなる中で、農産物を生産する上で重要な肥料についても安全性の確保が求められている。そのため、肥料生産者等への立入検査を実施し、指導を強化していく必要がある。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 B

(判定内容) B. 過小である（県負担を増又は市町村・受益者負担を減す）。

判定 根拠	食の安全・安心を推進していくためにも肥料の品質保全、適正な流通に対する指導の強化が必要と思われる。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	肥料生産者、販売者に対する立入検査や指導等はO A機器等を利用して成果が出せるという事業ではないため、O A化にはなじまない。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C	
		(2) ニーズ	A	
	2. サービス水準の他県比較			B
		3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A	
4. 民間委託の可能性			A	
	5. 事務事業の選択			A
有効性	6. 対象の妥当性			A
	7. 貢献度			B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	B	
		(2) 対結果	B	
	9. 県の負担割合			B
10. O A化の可能性			A	

合計	A	B	C	D	E
	7	5	1		

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	肥料取締法により、肥料の検査業務は県が実施するものとされている。また、農産物の安定生産及び安全・安心な農産物の生産を行う上で肥料は重要な農業資材であるため、肥料の検査業務は強化すべきであるが、全国協議会への参加見直しや負担金の支出等を廃止し、事務事業の整理を行い、効率的に業務を推進する。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-02-04

事業名	病害虫防除技術センター活動費	事業番号	04	課係名	営農支援課 農業環境班	係番号	02
-----	----------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 農家等 病害虫防除技術センター</p> <p>(2) 現状 本県は、亜熱帯という気象条件のため病害虫の「周年発生」、または本土と東南アジアとの接点という地理的条件のため「新たな病害虫の侵入」という危険性に常時直面している。</p> <p>(3) 方法 農作物病害虫の発生予察事業、農業取締、市町村の病害虫防除企画指導等を行い、植物に有害な動植物の防除を有効適切かつ安全に実施するための植物防疫体制の整備を図る。</p> <p>(4) 目標 植物防疫体制を整備し、病害虫防除技術センターの効率的運営を推進することにより、農業生産性の安定及び生産性の向上を図る。</p>	<p>5. 事業の種類 (1) 行政 (2) 国庫 国庫補助率：(定額)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 植物防疫法第32条で病害虫防除所の設置、第35条で運営に関する経費について規定している。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 植物防疫法第32条で病害虫防除所の設置、第35条で運営に関する経費について規定している。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>6,912</td> <td>5,883</td> <td>5,463</td> <td>6,374</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> <td>0.30</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：病害虫防除技術センター活動費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	6,912	5,883	5,463	6,374	人工数	0.10	0.10	0.10	0.30
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	6,912	5,883	5,463	6,374												
人工数	0.10	0.10	0.10	0.30												
<p>2. 事業の必要性 植物防疫体制の整備。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 病害虫防除技術センターの運営</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 植物検疫、防除企画、防除指導・協力、発生予察事業などに関する事務等、植物防疫体制の整備。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 植物防疫体制の整備を図ることにより、農業生産性の安定と向上に寄与するため、継続的に実施する。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 病害虫防除技術センターの運営</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 植物防疫体制の整備を図ることにより、農業生産性の安定と向上に寄与している。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 継続的に植物防疫体制の整備を図ることにより、農業生産性の安定と向上に寄与する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 農業環境班				
評価責任者	営農支援課			担当者	農業環境班
課番号	055004	係番号	02	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-02-04				
事務事業名	病害虫防除技術センター活動費				
歳出事業コード(1)	236001005	事業区分	E		
歳出事業名(1)	病害虫防除技術センター活動費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画 施策体系 コード	主コード	030701	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	環境と調和した農林水産業の推進		
			施策	特殊病害虫の根絶と侵入防止等		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)						
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	6,912	5,883	5,463	6,374	6,374
	人工数D	0.10	0.10	0.10	0.30	0.30
	人件費E	663	644	644	1,926	1,926
	合計C+E=F	7,575	6,527	6,107	8,300	8,300

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 B (判定内容) B: 概ね満足している。
判定 根拠	本県は、亜熱帯という気候条件による病害虫の周年発生、本土と東南アジアを結ぶ中継地点という地理的条件のため、新たな病害虫の侵入という危険に常時直面しており、病害虫防除への取り組みが常に求められている。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定 根拠	病害虫の発生予察、農業取締、各地域の病害虫防除企画・指導など、病害虫防除の適切かつ安全に実施するための植物防疫体制の整備を図る上で、中心的な組織として病害虫防除技術センターの役割が期待されている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 B
(判定内容) B. 他県並みである。		
判定 根拠	病害虫防除所の設置は植物防疫法第32条で規定されており、全国並みの水準となっている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	植物防疫法第32条で病害虫防除所の設置について、植物防疫法第23条で都道府県は国の発生予察事業に協力しなければならない旨記載されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	植物防疫法第32条で病害虫防除所の設置について、植物防疫法第23条で都道府県は国の発生予察事業に協力しなければならない旨記載されている。	

4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	植物防疫法第32条で病害虫防除所の設置について、植物防疫法第23条で都道府県は国の発生予察事業に協力しなければならない旨記載されている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠		

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠		

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	植物防疫体制の整備を図ることにより、農業生産性の安定と向上に寄与している。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果
 (1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C: 費用、成果とも横ばい。 判定 C

判定 根拠	植物防疫事業交付金の交付額は横ばいとなっている。
----------	--------------------------

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C: 費用、結果とも横ばい。 判定 C

判定 根拠	植物防疫事業交付金の交付額は横ばいとなっている。
----------	--------------------------

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A: 妥当である。

判定 根拠	植物防疫法第35条で国の発生予察事業への協力及び病虫害防除所（病虫害防除技術センター）の運営に関する経費について、交付金を交付する旨、規定されている。
----------	---

10. O A化の可能性 判定 A

(判定内容) A: 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	事務事業の性質上、O A化はなじまない。
----------	----------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	B	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
9	2	2			

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分): B: 現状維持
 (具体的方向性): 1: 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	病虫害防除技術センターは、植物防疫の専門機関として、農作物の安定生産に重要な役割を果たしている。特に、作物の多様化、栽培体系の変化等により、病虫害の防除対策や農薬適正使用等、その果たすべき役割は年々高まっている。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-02-06

事業名	農産物安全・安心確保対策事業	事業番号	06	課係名	営農支援課 農業環境班	係番号	02
-----	----------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 農家、消費者等</p> <p>(2) 現状 農薬取締法の改正により農薬使用基準が強化されたことで、登録農薬がない(少ない)県産農産物(マイナー作物等)については、病虫害防除対策に苦慮している。</p> <p>(3) 方法 県産農産物(マイナー作物等)について、農薬登録に必要な試験を実施してデータを蓄積し、登録を促進して安全で安心な農産物が確保できるようにする。</p> <p>(4) 目標 県産農産物(マイナー作物等)に対して、経過措置農薬の中から130剤を登録促進し、併せて農薬の適正使用を推進し、「安全・安心」な農産物を「安定」して生産できるよう図る。</p> <p>2. 事業の必要性 BSE問題、無登録農薬問題等により県民の「食の安全」に対する関心が高まっている中、安全で安心な農産物を確保することが重要な課題となっている。 一方、農薬取締法の改正により農薬使用基準が強化されたことで、登録農薬がない(少ない)マイナー作物等については、防除対策が策が取れず、生産に著しい支障を来す恐れがあり、「安全・安心」な農産物を「安定」して供給するには、農薬の登録促進を図り、安全性</p> <p>3. 実施年度・始期：平成16年，終期：平成18年度</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)単独</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 農薬登録は、メーカーが行うものであるが、生産量の少ないマイナー作物等については、採算性の面で登録を行わないため、県で登録に必要なデータを蓄積する必要がある。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 農産物の安全・安心の確保と安定供給は、県民の健康、産地形成、健康をイメージした観光振興を図っていく上で重要な施策であり、登録農薬のない(少ない)県産農産物(マイナー作物等)に対する農薬登録の促進(安全性が確認された農薬の確保)については、県が主体的に取り組む課題と考える。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移(単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>0</td> <td>44,242</td> <td>30,000</td> <td>20,150</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.00</td> <td>0.65</td> <td>0.80</td> <td>0.70</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：農産物安全・安心確保対策事業</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	0	44,242	30,000	20,150	人工数	0.00	0.65	0.80	0.70
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	0	44,242	30,000	20,150												
人工数	0.00	0.65	0.80	0.70												
<p>(1) 何を(手段・活動指標) 農薬登録に必要な試験を実施し、データを蓄積する。</p> <p>(2) その結果、何が(成果指標) 農薬の登録拡大により安全性の確保された農産物を安定生産できる。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) 平成16、17年度で、32作物、98散布例について試験を実施。</p> <p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 平成18年4月25日現在、4散布例が登録済み。17散布例が登録申請中で49散布例は試験終了。18散布例は試験継続中で10散布例は試験中止。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 経過措置に承認されている農薬を精査し、121散布例を登録促進する。</p> <p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 「安全・安心」な県産農産物(マイナー作物等)を安定して供給できる。</p>														

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 農業環境班				
評価責任者	営農支援課			担当者	農業環境班
課番号	055004	係番号	02	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-02-06				
事務事業名	農産物安全・安心確保対策事業				
歳出事業コード(1)		事業区分			
歳出事業名(1)					
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	030202	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	流通・販売・加工対策の強化		
			施策	食品の安全性の確保		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分	1. 内部事務事業以外の事務事業
---------	------------------

活動指標名又は活動の内容(A)	農薬登録に必要な試験の実施、試験データの蓄積						
成果指標名又は成果の内容(A')	登録データの提供、農薬登録適用拡大						
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	件	0.00	0.00	58.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'	件	0.00	0.00	2.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B	件	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'	件	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	0	44,242	30,000	20,150	0.00	0.00
	人工数D	0.00	0.65	0.80	0.70	0.00	0.00
	人件費E	0	4,186	5,152	4,494	0.00	0.00
	合計C+E=F	0	48,428	35,152	24,644	0.00	0.00

農薬登録には、各作物、農薬の組合せごとに薬効・薬害試験2例、倍量薬害試験2例、作物残留試験2例が必要。

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C (判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	農薬取締法の改正により農薬使用基準が強化されたことで、登録農薬がない(少ない)マイナー作物等については、病害虫の防除対策が取れず生産に著しい支障を来す恐れがあるため、国は経過措置を設け平成18年7月末日まで農薬の使用を認めている。しかし、経過措置期間内に農薬の登録がなされなければ、経過措置終了後は病害虫防除対策が取れず、高品質かつ安全で安心な農作物を安定生産することができなくなる。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	「食の安全」に対する関心が高まっており、安全で安心な農産物を確保することは重要な課題となっている。一方、農薬取締法の改正により農薬使用基準が強化されたことで、登録農薬がない(少ない)マイナー作物等については、防除対策が取れず生産に著しい支障を来す恐れがあり、そのため農薬登録を促進し、安全性の確認された農薬の使用により安定生産を図る必要がある。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	農薬登録促進に向けた全国での取組数を平均すると、1県当たり約22課題であり、沖縄県では、32作物98散布例の課題について取り組んでいる。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 B
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、官の実施が妥当である。		
判定 根拠	本来、農薬の登録はメーカーが行うものであるが、生産量の少ない地域特産農作物（マイナー作物等）については、採算性の面で登録が行われずに放置されてきたのが現状である。 一方、農産物の安全・安心の確保と安定供給は、国民（県民）の健康、産地形成等を図っていく上で重要な施策であり、登録農薬のない（少ない）地域特産農作物に対する農薬登録の促進（安全性が確認された農薬の確保）については、官が主体的に取り組む課題と考える。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) B. 法令での定めはないが、事務事業の性質上、県の実施が妥当である。		
判定 根拠	農産物の安全・安心の確保と安定供給は、県民の健康、産地形成（おきなわブランドの確立）、健康をイメージした観光振興を図っていく上で重要な施策であり、全県民が受益する施策である。登録農薬のない（少ない）県特産農作物に対する農薬登録の促進（安全性が確認された農薬の確保）については、県が主体的に取り組む課題と考える。	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	農薬登録に係る薬効・薬害、倍量薬害試験は、県などの公的機関での実施が必須であるが、残留分析試験については、計量証明事業の登録等を受けた民間分析機関でも認められており、一部委託を実施している。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	県産農作物（マイナー作物等）の農薬登録促進を推進する事業は、他にない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	対象は、県特産の農作物であり、栽培面積、生産量、病害虫の発生状況、登録農薬数等を精査して選定している。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	農薬登録が促進されることで、高品質で安全・安心な農作物の安定生産を図ることができる。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果		判定 A 1
(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。		
判定 根拠	平成16、17年度取り組んだ32作物98散布例の課題について、70散布例については、登録に係るデータが蓄積されており、データを随時農薬メーカーへ提供することで、登録が図られていく。	
(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。		
判定 根拠	平成16、17年度取り組んだ課題のうち、4散布例は既に登録され、17散布例が、平成18年7月末までには登録の見込みである。その他49散布例については、登録に係るデータが蓄積されており、データを随時農薬メーカーへ提供することで、登録が図られていく。	

9. 県の負担割合		判定 A
(判定内容) A. 妥当である。		
判定 根拠	県特産農作物について農薬登録を促進し、高品質かつ安全で安心な農作物を県内外の消費者や市場に安定的に供給できるようにすることは、県民の健康保持、産地形成（おきなわブランドの確立）、健康をイメージした観光振興を図っていく上で、重要な施策であり、県の負担については妥当である。	

10. O A化の可能性		判定 A
(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。		
判定 根拠	事務事業の性質上、O A化は困難である。	

11. 判定結果			
必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	3. 役割分担	(1) 官民	B
		(2) 県市町村	B
	4. 民間委託の可能性	E	
5. 事務事業の選択	A		
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
	8	2	2		1

12. 所管課の総合評価		総合評価
(評価区分) : B. 現状維持		評価区分 B 具体的方向性 1
(具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。		
判定 根拠	県特産農作物の多くは登録農薬がない（少ない）ため、経過措置終了後は、病害虫防除対策が取れず、生産に支障を来す恐れがあり、農作物の安全・安心の確保と安定生産を図るためには、農薬登録を促進することが重要な課題である。農薬登録を進めるにあたっては、耕種の防除も含めた総合的な防除体系を視野に入れて取組課題を十分精査し、県関係機関のみならず、JA、農薬メーカーを含めた協力体制を一層強化して効率よく取り組む必要がある。	

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-055004-02-10

事業名	移動規制害虫防除事業費	事業番号	10	課係名	営農支援課 農業環境班	係番号	02
-----	-------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容 (1) 対象 農家等。</p> <p>(2) 現状 本県はイモゾウムシ・アリモドキゾウムシの生息地域となっており、カンショ等に相当な被害を及ぼしている。また、カンショ等は当該害虫の寄主植物であるため、植物防疫法第16条の3で移動禁止の対象となっている。このような被害および移動規制は本県の農業振興上、大きな障害となっている。</p> <p>(3) 方法 イモゾウムシ・アリモドキゾウムシについては、イモゾウムシ等根絶技術確立事業での成果を基に実証事業等を行い、年次計画に基づいた根絶防除を実施する。アフリカマイマイについては、被害軽減及びまん延防止のための防除を実施する。</p> <p>(4) 目標 イモゾウムシ・アリモドキゾウムシの根絶。 アフリカマイマイの被害軽減及びまん延防止。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)行政 (2)国庫 国庫補助率：(10/10 9/10 1/2)</p> <p>6. 役割分担 (1) 何故、「官」が行うのか 本県はイモゾウムシ・アリモドキゾウムシの生息地域となっており、カンショ等に相当な被害を及ぼしている。また、カンショ等は当該害虫の寄主植物であるため、植物防疫法第16条の3で移動禁止の対象となっている。このため、当該害虫の根絶防除技術の実証および被害軽減を図る(沖縄県における特殊有害動物防除対策実施要領)。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか イモゾウムシ・アリモドキゾウムシが本県に生息していることが、甘しょ等の生産振興上、大きな障害となっており、県全域にまたがる広域的規模を 対象として防除を実施する必要がある。 アフリカマイマイについても、被害軽減及びまん延防止防除を広域的に実施する必要がある。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>332,106</td> <td>335,498</td> <td>330,763</td> <td>335,104</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.30</td> <td>0.30</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：移動規制害虫防除事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	332,106	335,498	330,763	335,104	人工数	0.30	0.30	0.50	0.50
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	332,106	335,498	330,763	335,104												
人工数	0.30	0.30	0.50	0.50												
<p>2. 事業の必要性 本県はイモゾウムシ・アリモドキゾウムシの生息地域となっており、カンショ等に相当な被害を及ぼしている。また、カンショ等は当該害虫の寄主植物であるため、植物防疫法第16条の3で移動禁止の対象となっている。このような被害および移動規制は本県の農業振興上、大きな障害となっているため、根絶する必要がある。 アフリカマイマイについては、葉野菜等の被害軽減及びまん延防止のための防除を実施する</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和47年，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 自治事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) イモゾウムシ等根絶防除 防除確認調査 アフリカマイマイ防除</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績 8-(1) どこまでやったのか(手段・活動指標) イモゾウムシ：不妊虫航空放飼(久米島1100ha、年33回) アリモドキゾウムシ：航空放飼(久米島1,054ha、年37回) トラップ調査・寄主植物の寄生率調査 蔬菜類ほ場及びその周辺での防除を年2回実施</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略 9-(1) どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 久米島からの根絶。その後、順次全県的に展開。 継続実施。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) イモゾウムシ等根絶実証 アフリカマイマイ防除</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) イモゾウムシ：飼育技術、放飼技術の向上、密度抑圧防除 アリモドキゾウムシ：発生密度の大幅な減少 死貝率：87.9%(平成16年度)</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) イモゾウムシ：久米島からの駆除確認 アリモドキゾウムシ：久米島からの駆除確認 被害軽減防除を継続的に実施する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	農林水産部 営農支援課 農業環境班				
評価責任者	営農支援課			担当者	農業環境班
課番号	055004	係番号	02	電話番号	866-2280
				作成年月日	

事務事業コード	2006-055004-02-10				
事務事業名	移動規制害虫防除事業費				
歳出事業コード(1)	236002003	事業区分	A		
歳出事業名(1)	移動規制害虫防除事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	030701	計画名	農林水産業振興計画		
			政策目標	環境と調和した農林水産業の推進		
			施策	特殊病害虫の根絶と侵入防止等		
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
			政策目標			
			施策			
	再掲コード		計画名			
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)						
成果指標名又は成果の内容(A')						
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標A'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	332,106	335,498	330,763	335,104	
	人工数D	0.30	0.30	0.50	0.50	
	人件費E	1,989	1,932	3,220	3,210	
	合計C+E=F	334,095	337,430	333,983	338,314	

1. 県民意識の把握	
	(1) 県民満足度の度合い 判定 C (判定内容) C: 不満を持っている人が多い。
判定根拠	本県はイモゾウムシ・アリモドキゾウムシの生息地域となっており、甘藷等に相当な被害を及ぼしている。また、甘藷等は当該害虫の寄生植物であるため、植物防疫法で移動規制の対象となっており、本県の農業振興上、大きな障害となっている。
	(2) 県民ニーズの動向 判定 A (判定内容) A: 増加傾向
判定根拠	本県の特産物であり、健康食品としての評価の高い甘藷の生産振興を図るため、本土出荷の障害となっているイモゾウムシ・アリモドキゾウムシの根絶達成が強く望まれている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 C
(判定内容) C. 他県水準より高い。		
判定 根拠	イモゾウムシ等の根絶防除を実施しているのは、本県及び鹿児島県である。	
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	沖縄県における特殊有害動物特別防除対策実施要領において、当該害虫の根絶防除を図る旨、規定されている。	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	沖縄県における特殊有害動物特別防除対策実施要領において、当該害虫の根絶防除を図る旨、規定されている。	
4. 民間委託の可能性		判定 A
(判定内容) A. 法令で県が直接実施することが、定められている。		
判定 根拠	沖縄県における特殊有害動物特別防除対策実施要領において、当該害虫の根絶防除を図る旨、規定されている。	
5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠		
6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠		
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	イモゾウムシ等については、平成2年度から技術確立事業、平成6年度から実証事業、平成13年度から根絶事業を実施しており、久米島におけるアリモドキゾウムシについては、根絶達成の最終局面に来ている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	久米島におけるアリモドキゾウムシについては、根絶達成の最終局面に来ており、僅かに発生が確認される程度にまで密度が低下している。 また、アフリカマイマイは、防除により被害軽減及びまん延防止が図られている。
----------	--

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	久米島での根絶技術実証の成果を受けて、年次的に根絶防除地域を拡大する計画であり、今後はイモゾウムシ・アリモドキゾウムシの不妊虫大量増殖、放飼に向けての整備が望まれる。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 A

(判定内容) A. 妥当である。

判定 根拠	特殊病害虫特別防除費補助金交付要綱により、規定されている。
----------	-------------------------------

10. O A 化の可能性 判定 A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A 化が困難である。

判定 根拠	事務事業の性質上、O A 化はなじまない。
----------	-----------------------

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	C
		(2) ニーズ	A
	2. サービス水準の他県比較	C	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	A		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	A	
10. O A 化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
1 1			2		

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 1

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 1. 投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定 根拠	久米島におけるアリモドキゾウムシについては、防除対策及び調査を重点的に実施し、早期根絶達成を目指す。
----------	--